

児童扶養手当のしおり

◎手当の認定を受けた方へ

①手当の支払日

手当は、新規認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回の支払月の前月までの分が支払われます。手当は定時払い、随時払い、いずれも11日（休日の場合は、その直前の平日）に支払われます。

【令和元年度～令和2年度の支払期月】

支払月	支払対象月
平成31年 4月	12月分から 3月分
令和元年 8月	4月分から 7月分
11月	8月分から10月分
令和2年 1月	11月分から12月分
3月	1月分から2月分
5月	3月分から4月分
7月	5月分から6月分
9月	7月分から8月分

※令和2年1月期支払より、2カ月に1回の支払になります。

②手当を受けることができなくなるとき

次のような場合には手当を受ける資格がなくなりますので、町村の児童福祉担当窓口（朝日町健康福祉課）にすみやかに届け出てください。届出をしなかったり、届出が遅れたなどで、資格がなくなったあとも手当の支払を受けた場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当をすべて返していただくこととなります。

- ①婚姻の届出をしたとき
- ②婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係（異性と同居あるいは、同居がなくても、ひんぱんな訪問があり、かつ生活費の援助がある場合）になったとき
- ③受給者や児童が、年金（国民年金、厚生年金など（例、遺族年金、障害年金など））を受けられるようになったとき（年金が児童扶養手当より低い場合は差額分を受給することができます）
- ④児童が、父又は母が受ける障害基礎年金の加算対象となったとき（障害基礎年金の子加算の対象となっている場合は、児童扶養手当と比較して額が高い方を選択します。）
- ⑤児童が死亡したとき（受給者本人が死亡したとき）
- ⑥児童が、児童福祉施設に入所したり、転出などにより、あなたが監護または養育をしなくなったとき
- ⑦遺棄、拘禁などの理由で家庭を離れていた児童の父又は母が帰宅したとき（遺棄のときは安否を気遣う電話、手紙など連絡があった場合を含みます）
- ⑧その他支給要件に該当しなくなったとき

③現況届の提出

受給者の方は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届を提出していただく必要があります。

この届の提出がない場合は、提出があるまで、8月以降の手当の支払を一時差し止めることとなります。また、2年間この届を出さないと、手当の資格を失います。

④その他の届出義務

上記の届出以外にも、

- ①対象児童が増えたとき
- ②対象児童が減ったとき（上記にあてはまる場合や、児童が死亡した場合など）
- ③所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となる時
- ④手当証書をなくしたり、破損、汚したとき
- ⑤住所が変わったとき
→住民担当課と併せて、市町村の児童福祉担当窓口にもお越しください。
- ⑥氏名・支払金融機関などが変わったとき

・・・は、届出が必要となります。

※詳しくはお住まいの町村児童福祉担当課（朝日町健康福祉課）または村山総合支庁（子ども家庭支援課）までお気軽にお問い合わせください。

R1.11.1